

## 第 20 回沖繩科学技術研究基盤整備機構分科会 議事要旨

内閣府沖繩振興局

1. 日 時：平成 23 年 3 月 29 日（火）～ 4 月 1 日（金）

（平成 23 年 3 月 11 日（金）に発生した東日本大震災の影響により、内閣府独立行政法人評価委員会議事規則第 7 条に基づき、持ち回りにより実施）

2. 出席委員：

平澤分科会長、遠藤分科会長代理、伊集院委員、長岡委員、御厨委員

3. 議事概要：

（1）政策評価・独立行政法人評価委員会の意見について

平成 22 年 12 月に決定された総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の意見について、内閣府担当者から説明又は書類送付を行った。

（2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針について

平成 22 年 12 月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」について、内閣府担当者から説明又は書類送付を行った。

（3）業務実績評価について

平成 22 年度業務実績評価及び中期目標期間の業務実績に関する仮評価について、内閣府から説明又は書類送付を行い、平成 22 年度業務実績評価及び仮評価に用いる「項目別評価表」及び「総合評価表」並びに「仮評価表」について、各委員から意見聴取を行った結果、案のとおり決定された。

（4）学校法人移行後の適切な管理運営を確保するための仕組みについて

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）にて、内閣府において検討を行うこととされている、沖縄機構が学校法人に移行した後に学校法人の適切な管理運営を確保するための仕組みについて、内閣府から説明又は書類送付を行い、各委員から意見聴取を行った結果、別紙のような意見があった。

以 上

(別紙)

## 「学校法人移行後の適切な管理運営を確保するための仕組み」に関する各委員の意見

### 【学園の管理運営一般について】

- 学術的な成果を出すこと、日本がアジアを始めとする諸外国とより友好的な関係を持つことを促進すること。この両方を目標とするのが、他の国内の大学ではなかなかできない、大学院大学の特色である。国としてそのような取組を促すことが必要であり、そこに国が予算を支出する理由がある。
- 国が措置する予算が狙った効果を上げているのか、大学院大学設置の目的や狙いが実現に向かっていくかどうか、等について確認できることが重要である。「沖縄の振興と自立的発展」という政策目的を短期間で評価することは難しく、中長期的な姿、それに向けた具体的な指標を内閣府と学園で共有し、それに基づきマイルストーンを設定し、各年度の具体的な計画を立てる必要がある。学園は、そのマイルストーンに照らし、達成状況を自己評価し、それを内閣府が承認するような仕組みを作ることが大切ではないか。

### 【学園と内閣府の関係について】

- 大学院大学は基本的には私立大学であり、国立大学法人よりも、より自由度を与えられることになる。内閣府が大学院大学の運営をコントロールするようなことは適切ではないが、大学院大学設置の目的を踏まえた運営がなされているか確認できることは必要であり、この意味で大学院大学と内閣府との間で適切な緊張関係が保たれていなければならない。事業計画の認可の運用に当たっては、この点に配慮する必要がある。
- 学園の事業計画には、沖縄振興に関する事項が含まれていることが法律上求められており、そのことがきちんと記載されているか、記載通りに実施されているか、をチェックできる体制を構築する必要がある。
- 独法時とは異なるが、大学院大学が今までにない試みであるからこそ、外の人がかちゃんと見ている、といえることが必要である。外部に対して説明責任を果たすという観点から考えても、学園の運営について外部から評価するような仕組みが必要である。

### 【学園自身が採るべき措置について】

- 大学院大学のガバナンスの仕組みは、日本の大学よりもアメリカの大学に近いものとなっているが、多数の外部理事により構成される理事会が必ずしも日常的な業務の実態を知らないまま意思決定を行うことになるのではないかという点が懸念される。理事会と事務局の役割分担をどう考えるか、両者の意思疎通をどのように確保するか、が重要になる。
- 通常の私立大学の場合、お金を出す人が理事になり、運営に関与するというのが普通である。大学院大学ではそのようなことは想定されていないようだが、大学院大学設置の政策目的を反映した運営を行えるような組織構造になっていることが必要である。
- 法人の管理運営において、監事が日々の業務に目を配ることが重要であり、監事の役割は大きい。

(以上)